

広島県告示第三百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業所	指定年月日
社会福祉法人総領福祉会	庄原市総領町中領家四七六番地	就労移行支援事業所ゆうしやいん三次	平成二十二年二月一日
社会福祉法人みどりの町	三原市大和町箱川一四七〇番地二	もりの輝舎	平成二十二年四月一日
社会福祉法人三原のぞみの会	三原市西野三丁目八番一八号	チューリップ	平成二十二年四月一日
社会福祉法人平成会	東広島市高屋町小谷五〇〇一番地五	あおぞら工房	平成二十二年四月一日
社会福祉法人倫	東広島市黒瀬町丸山一八番三五	黒瀬ありんこ	平成二十二年四月一日
社会福祉法人あらくさ	三次市甲奴町本郷一二二五番地一	夢工房ねむの木	平成二十二年一月一日